

埼例規第10号・監

平成12年2月9日

埼玉県警察本部長

賞揚金授与事務取扱要領の制定について（例規通達）

賞揚金に関する訓令（昭和44年警察庁訓令第5号）の規定に基づく賞揚金授与に関する事務の適正化を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成12年3月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、賞揚金に関する事務取扱について（昭和44年埼例規第27号・監）は、廃止する。

別添

賞揚金授与事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、別の定めによるもののほか、賞揚金の授与に関する事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において「賞揚金授与事案」とは、賞揚金に関する訓令第2条第1項及び第2項に規定する賞揚金授与事由（以下「賞揚金授与事由」という。）に該当すると思料される職務執行事案で、かつ、当該事案に係る職員に埼玉県警察表彰規程（平成13年埼玉県警察本部訓令第29号）に基づく警察本部長表彰を授与し、又は授与を予定しているものをいう。

第3 事務手続

1 賞揚金授与事案の報告

- (1) 所属長は、賞揚金授与事案が発生した場合は、その旨を賞揚金授与事案（件）発生報告書（別記様式第1）により、当該事案を主管する警察本部の主管課長（以下「主管課長」という。）を経て監察官室長に速報するものとする。
- (2) 監察官室長は、前記(1)の速報を受け当該賞揚金授与事案が賞揚金授与事由に該当すると認めるときは、その旨を警察本部長に報告するとともに、警察庁及び関東管区警察局に連絡するものとする。

2 賞揚金授与の申請

- (1) 監察官室長は、警察庁から当該賞揚金授与事案に対する賞揚金授与について検討する旨の連絡を受けた場合は、その旨を警察本部長に報告するとともに、主管課長に連絡するものとする。
- (2) 主管課長は、前記(1)の連絡を受けた場合は、当該賞揚金授与事案に係る賞揚金の授与を賞揚金授与方申請書（別記様式第2）により警察庁に申請するものとする。この場合における当該申請の期間は、当該賞揚金授与事案が発生した日から原則として10日以内であるので、迅速に行わなければならない。

3 賞揚金の交付

- (1) 監察官室長は、警察庁から当該賞揚金授与事案に対して賞揚金を授与する旨の通知を

受けた場合は、その旨を警察本部長に報告するとともに、当該賞揚金授与事案に係る所属長及び職員に通知するものとする。

- (2) 賞揚金が授与される職員は、警察庁長官又はその代理人（警察庁長官が指定する者又は警察本部長）から賞揚金の交付を受けた場合は、領収書（別記様式第3）を作成し、主管課長及び監察官室長を経て警察庁に提出するものとする。

実施日

この例規通達は、平成12年3月1日から実施する。

実施日（平成14年12月12日監第1240号）

この通達は、平成15年1月1日から実施する。

実施日（平成30年12月5日文第421号）

この通達は、平成30年12月5日から実施する。

埼玉県警察本部長 殿

所属長

賞揚金授与事案（件）発生報告書

事案（件）名					
発生日時	年 月 日午前・午後 時 分ころ				
発生場所					
警察関係者 (人)	分 掌	階 級	氏 名	生年月日（年齢）	負傷の有無・程度
				. . . (歳)	有（程度）・無
				. . . (歳)	有（程度）・無
				. . . (歳)	有（程度）・無
				. . . (歳)	有（程度）・無
事 案（件） の概要					
賞揚金授与事 由の該当性					

- (注) 1 警察関係者が多数の場合は、その名簿を関係者欄に準じて作成して添付すること。
2 負傷の程度は、軽傷、重傷等と記載すること。

警 察 庁 長 官 殿

埼 玉 県 警 察 本 部 長

賞揚金授与方申請書

賞揚金に関する訓令（昭和44年警察庁訓令第5号）第2条に規定する賞揚金授与事由に該当すると思料される次の職務遂行事案が発生したので、当該事案に対する賞揚金を授与されたく申請します。

記

- 1 事案（件）名
- 2 発生日時
年 月 日午前・午後 時 分ころ
- 3 発生場所
- 4 警察関係者
（所属、分掌、階級、氏名、生年月日（年齢）、負傷の有無・程度）
- 5 事案（件）の概要
- 6 賞揚金授与事由の該当性
- 7 賞揚金授与申請の内訳
賞揚金授与申請内訳（別紙）のとおり

賞 揚 金 授 与 申 請 内 訳

事案（件）名：

埼 玉 県

区	分	人 員	単 価	合 計	備 考
賞揚金訓令 第2条第1項	職員が危険な状況下で職務を遂行した場合	人	円	円	
賞揚金訓令 第2条第2項	2週間以上1箇月未満の負傷	人	円	円	
	1箇月以上の負傷	人	円	円	
	1箇月以上の負傷でその程度が特に著しいもの	人	円	円	
総	計	人	円	円	

（注）入院1箇月以上の者、重傷者及び後遺症のおそれのある者等の場合は、入院・重傷者等名簿（別紙2）を添付すること

別記様式第3 (第3関係)

領 収 書

警察庁長官

殿

¥ _____ 他

ただし、埼玉県における

事案(件)に対する賞揚金

として

上記のとおり正に領収致しました。

年 月 日

住所

(官職) 氏名